

令和4年度

おおいた林業アカデミー

募集要項

公益財団法人 森林ネットおおいた

I おおいた林業アカデミーについて

1. 趣旨・目的

当研修は、大分県での林業分野への就業にあたり、将来的には林業経営をも担いうる有望な人材を育成するため、森林・林業・木材に関する体系的な知識・技術を習得するとともに就業に必要となる資格を取得し、即戦力となる現場技能者を育成するものです。

2. 研修期間

令和4年4月中旬～令和5年3月中旬（約11ヶ月）

祝日・年末年始を除く月～金曜日

3. 実施場所

大分県林業研修所（大分県由布市湯布院町）

及び視察・実習現地として県内各所（大分市、由布市等）

4. カリキュラムの内容

森林・林業や木材産業に関する基礎的な知識

必要な資格取得を含めたチェーンソーや測量等の基本的技術の習得

林業事業体でのインターンシップ 等

5. 対象者

下記の選考試験合格者

II 研修生募集

募集人員：12名以内を予定

※学校教育法に定める教育機関ではありませんので、他の大学への2年次編入はできません。

III 募集期間及び選考試験実施日

区分	申込書受付期間	選考日	合格発表
1次募集	令和3年9月1日（水）～ 令和3年9月30日（木）	令和3年10月23日（土）	令和3年10月29日（金）
2次募集	令和3年11月1日（月）～ 令和3年12月17日（金）	令和4年1月15日（土）	令和4年1月21日（金）

※2次募集終了後に募集定員を満たしていない場合には、3次募集を実施します。

IV 選考試験料・研修料等の費用

選考試験料	無料
入講料・研修料	無料
その他（支給）	・ヘルメット、防護服、機材の一部は貸与します。 ・研修場所までの交通費、昼食等は自己負担とします。

V 選考試験

1. 申込資格

研修終了後に大分県内の林業事業体等に就業を希望する者で、下記の全てに該当する者。

- ・令和4年4月1日現在で満18歳以上43歳未満である者（移住者は53歳未満）。
- ・高等学校を卒業した者、または令和4年3月31日までに卒業見込みである者。
- ・大分県内の市町村に住民登録を行っている者、または行う見込みである者。
- ・普通自動車免許を有し、または取得する見込みであり、林業研修所及び県内各所の研修場所に自力で通える者。
- ・林業に従事した経験が1年未満である者。
- ・原則、全てのカリキュラムを受講できる者。
- ・緑の青年就業準備給付金等給付の支給要件を満たし得る者。

※移住者：令和4年4月1日時点で、県外から大分県内に住民登録を行う見込み、または住民登録を行った日から3年未満である方。

2. 申込手続

① 申込書提出期間

1次募集：令和3年9月1日（水）～9月30日（木）

2次募集：令和3年11月1日（月）～12月17日（金）

② 申込提出先

受験申込書類を公益財団法人森林ネットおおいたに郵送または持参してください。

- ・郵送の場合：申込書提出期間の最終日の消印まで有効。
- ・持参の場合：平日午前8時30分から午後5時までの間に持参してください。

③ 提出書類

おおいた林業アカデミー受験申込書（表裏）

3. 選考方法

受講者の選考は、適性試験及び面接等の結果を総合して判断します。

選考日	第1次	令和3年10月23日（土）
	第2次	令和4年1月15日（土）
科目等	適性試験	筆記試験（一般教養）及び握力測定
	面接	1人あたり30分以内
場所	大分県林業会館（大分市花園2丁目）	

4. 合格発表

選考日から1週間以内に、受験者本人に通知します。

* 合格者は別途、合格発表時に通知する方法により手続きを行ってください。

VI 緑の青年就業準備給付金等

(1) 給付金制度について

研修期間中に安心して研修に専念できるように、年間137万5千円（月額12万5千円）を上限に給付する制度です。（43歳以上53歳未満で県外からの移住者は年間100万円）

(2) 給付金の支給要件

給付対象者の要件は下記の全てを満たすこととする。

- ① おおいた林業アカデミーの研修生であり、研修終了後、大分県内で林業に就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意欲を有していること。
- ② 常用雇用の雇用契約を締結していないこと。
- ③ 原則として、生活費の確保を目的とした国・県の事業による給付等を受けていないこと。
- ④ 過去に当給付金の給付を受けていないこと。
- ⑤ 返還要件に係る誓約書を提出すること。（連帯保証人2名必要、内1名は同一生計者以外）
- ⑥ 国や県の予算状況により、給付金の内容や要件等に変更があり得ることを承諾すること。
- ⑦ 暴力団員(平成3年法律第77号)又は暴力団、若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 給付金の返還要件

下記のいずれかに該当する場合には、給付金の返還が必要となります。

- ① 研修の受講を途中でやめた場合。
- ② 研修に望む態度が不真面目と判断された場合。
- ③ 研修終了後1年以内に林業分野に就業しなかった場合。
- ④ 林業分野への就業を2年間継続しなかった場合。
- ⑤ 就業報告等の定められた報告を適切に行わなかった場合。
- ⑥ 虚偽の申請・報告を行った場合。

※林業分野への就業：森林組合や林業事業体に就業すること（事務職員を除く）。

VII 問合せ・申込先

〒874-0846 大分県大分市花園2丁目6番46号
公益財団法人 森林ネットおおいた 総務課
電話 097-546-3009 FAX 097-546-6969

おおいた林業アカデミーホームページ
<https://forestry.oita.jp>

